

## 千歳市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱

平成 17 年 5 月 9 日  
市 長 決 裁

### (設置)

第1条 公の施設の管理を行う指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 選定委員会は、指定管理者制度について次の事項を所掌する。

- (1) 応募資格・書類の審査及び評価に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (3) その他指定管理者の指定に関すること。

### (組織)

第3条 選定委員会は、委員長に副市長を、副委員長に総務部長を、委員に企画部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長、教育部長その他委員長が特に認めた者をもって組織する。

### (会議)

第4条 選定委員会は、委員長の承認を得て事務局が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

### (委員長、副委員長及び委員の除斥)

第5条 委員長、副委員長及び委員は、自己及びその三親等以内の親族が理事その他の役員を務める団体等に係る審査及び評価に関する事案について参与することができない。

### (委員でない者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、選定委員会に関係人等の出席を求め、説明を聴くことができる。

### (審査結果の公表等)

第7条 選定委員会における審査結果は、市民等に公表するものとする。

### (事務局)

第8条 選定委員会の事務局は、契約管財課に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 9 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。